

1 いじめ、いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの生徒、どの学校でも起こり得るものであると考える。また、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校生徒の尊厳を保持するため、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。) のための対策を行う。

2 いじめ問題対策委員会の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

本校対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行い、加えて、いじめの相談・通報の窓口としての役割や、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有等を行い、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

《いじめ対策委員会の構成》

<学校の教職員>

校長、教頭、主幹教諭（いじめ・不登校問題担当）、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、その他関係職員（学級担任、部活動担当教員等）、スクールカウンセラー

以下、必要に応じて

<心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者、保護者や地域住民等>

スクールソーシャルワーカー、弁護士、学校医、学校評議員、PTA 役員、地域住民等

3 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの防止

①いじめに対する共通理解

- ・職員会議や校内研修において、本校生徒のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等で、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成し、いじめ防止の啓発を図る。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての職場体験や宿泊体験学習等の社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ・ねやみや嫉妬等いじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動、部活動等において、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

(2) いじめの早期発見

①基本的な考え方

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、疑いを持って、学校の内外に関わらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

②実態把握と情報共有

- ・いじめに関する情報を得るために、日常の生徒観察、月に1回のアンケート、放課後等の教育相談（生徒・保護者）等を行う。知り得た情報については、職員会議等において全職員で共有する。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には、早い段階からの確に関わりを持つ。

- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめの相談・発見・通報を受けた教職員は、「いじめ問題対策委員会の構成員」に直ちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと判断される場合には、早期に関係機関（市教育委員会、警察等）に相談する。
- ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。

(2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめを受けた生徒の訴えを傾聴し、親身な対応をする。その際「あなたは悪くない」ことをはつきりと伝え、自尊感情を高めることに留意する。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。その際、いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ・いじめを受けた生徒が不安を感じるとき等は、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、最低3ヶ月間は継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な支援を行う。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめの有無を確認し、いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景や理由にも目を向け、当該生徒の人格の発達に配慮して指導を行う。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている生徒のつらさに気付かせる指導を行う。
- ・必要に応じて心理や福祉等の専門家、警察等の外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。はやしたてる等、同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪を指すものではなく、被害生徒と加害生徒との関係修復、そして、いじめには関わっていない生徒も含めて、学級や学年の生徒との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込みについて、被害拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・県教育委員会と連携してSNS等の情報についての実態把握に努める。
- ・情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させ、未然防止に努める。また、保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

5 その他の留意事項

- ・いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の解決に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。
- ・学校評価において、いじめの防止等のための取組（いじめがおきにくい・いじめを許さない環境作りに係る取組、早期発見・事案対処の取組、アンケート調査、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、それらの達成状況を踏まえて、学校におけるいじめの防止等の取組の改善を図る。
- ・PTA総会等における学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、学校だより等を通じて家庭との緊密な連携体制を維持する。

(付則) この「筑館中学校いじめ防止基本方針」は、平成26年4月1日から運用する。